

川崎市マイスター事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、技術・技能職者の社会的及び経済的な地位の向上を図り、日々の研鑽により極めて優れた技術・技能を保持している勤労市民を認定し、「かわさきマイスター」の称号を贈り、もって技術・技能を尊重する社会的な気風を醸成し、技術・技能の振興及び継承に寄与することを目的とする。

(かわさきマイスターの対象者)

第2条 かわさきマイスターは、手、道具又は機械を駆使し、極めて優れた技術・技能を発揮して、市民生活の向上に役立つものを作り出す仕事に現役で従事している健全な勤労市民で、応募時点において次の各号に該当する者、若しくは特に市長が認めた者を対象とする。

- (1) 市内に1年以上居住している者、若しくは、おもに市内で1年以上職業に従事している者
- (2) その職種に25年以上の従事経験を有し、年齢40歳以上の者

(募集及び推薦)

第3条 市長は、かわさきマイスターの候補者の募集を行う。

- 2 あらゆる個人及び団体は、自薦を含み、かわさきマイスター候補者推薦書（第1号様式。以下「推薦書」という。）を市長に提出することにより、候補者を推薦できる。
- 3 候補者の推薦については、別に要領を定める。

(かわさきマイスター選考委員会)

第4条 市長は、前条の推薦に基づく候補者の中からかわさきマイスターの選考を行うために、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）の規定に基づき、かわさきマイスター選考委員会(以下「委員会」という。)を設置し、これに諮問する。

- 2 委員会は、別に定める基準に基づき、真にかわさきマイスターにふさわしい者を厳正かつ公正に選考し、その結果を市長に答申する。
- 3 会議の公開可否については委員会で協議し決定する。
- 4 委員報酬を受けない委員に対しては、川崎市報酬及び費用弁償並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）及び川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）の規定に基づき、費用弁償額を支給する。
- 5 前項の費用弁償の等級については、別表のとおりとする。
- 6 委員会の庶務は、経済労働局労働雇用部が行う。

(秘密の保持)

第5条 委員は、次の各号の事項について、秘密を他に漏らしてはならない。

- (1) 推薦書に記載されている事項
- (2) 候補者の業務及びプライバシーに関する事項
- (3) その他職務上知り得た事項

(認定)

第6条 市長は、委員会の答申に基づき、毎年度、原則として5名以内の候補者をかわさきマイスターに認定する。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(処遇等)

第7条 市長は、かわさきマイスターに対して、次の各号に掲げる処遇等を行う。

- (1) 称号を証する証書の授与
- (2) 認定を証する物品等の贈呈
- (3) 掲出物等による顕彰
- (4) 報奨金の授与
- (5) その他技術・技能の尊重、振興及び継承に結びつく処遇
- (6) マイスター協力事業の活動経費の支援

(かわさきマイスターの協力を得た事業等の実施)

第8条 市長は、かわさきマイスターの協力を得て、次の各号に掲げる事業等を行う。

- (1) かわさきマイスターが保持している技術・技能の記録、保存、展示、披露等に関する事業
- (2) 教育現場での見学及び体験による学習、並びに実技及び進路等の指導に関する事業
- (3) その他技術・技能の尊重、振興及び継承に関する事業

(処遇の取消し等)

第9条 市長は、かわさきマイスターに著しくふさわしくない行為があると認める場合には、第6条に規定する認定を取消し、又は称号の使用を含め第7条に規定する処遇等を制限することができる。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

平成15年度までに認定された者について、現に施行されている同要綱第8条第4号による助成金の交付に関して、この要綱の施行後も、その効力を有する。

付 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(要領の廃止)

かわさきマイスター選考委員会運営要領（1997年（平成9年）4月1日施行）は廃止する。

付 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和5年12月1日から施行する。

別表（第4条関係）

役職等	適用等級
川崎市における部長と同等の役職の者	2等級
川崎市における課長と同等の役職の者	3等級
川崎市における係長と同等又はそれ以下の役職の者	4等級

(宛先) 川崎市長

かわさきマイスター候補者推薦書

次のとおり、本人の同意を得て、かわさきマイスター候補者を推薦します。

○候補者氏名
(ふりがな)

自 薦 ・ 他 薦 (いずれかに○をしてください。)

※他薦の場合、下記についても記入をお願いします

○推薦人氏名又は推薦団体名
(ふりがな)

○住所又は所在地
〒

_____ 市 _____ 区

○連絡先の電話番号/FAX/(団体の場合は担当者名)

電話 _____ FAX _____

(担当者名) _____

○候補者との関係

推薦理由を御記入ください。(自薦の場合は、応募の動機を御記入ください。)

※ 紙面が足りない場合は、適宜、追加して下さい(書式は自由です)

○ 候補者の履歴など ※ 川崎市暴力団排除条例に基づき神奈川県警察本部へ照会
 することに同意の上、下記氏名欄に記名をお願いします

氏名(ふりがな) (生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 歳)	(顔写真添付) ※直近3ヶ月以内に 撮影したもの
自宅住所など 〒 _____ _____ 市 _____ 区 (住み始めた時期 _____ 年 _____ 月)	
電話 _____ FAX _____ E-mail _____	
勤務先の名称・所在地など 名称 _____ 〒 _____ 市 _____ 区 所属 _____ 現在の役職 _____ 電話 _____ FAX _____ E-mail _____ HP _____	
職種の名称	
主な経歴・職歴・仕事内容 ※ 現勤務先で働き始めた時期 _____ 年 _____ 月から	
_____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月	
_____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月	
_____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月	
_____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月	
今の職種の従事年数合計 _____ 年 _____ か月	
現在の担当業務(仕事内容)	

技能検定資格をお持ちの場合、名称・級を御記入ください。

各種コンテスト等の受賞歴がある場合、名称・成績・主催団体・規模などを直近から御記入ください。

○ 候補者の技術・技能の内容など

一般と比較して、候補者の技術・技能が特に優れている点・特徴等を御記入ください。

その技術・技能をどのように身に付けたかを御記入ください。

現在、保持している技術・技能を現場でどのように活用しているかを御記入ください。

※ 紙面が足りない場合は、適宜、追加してください。(書式は自由です。)

その技術・技能が、経営・労働面や市民生活等で、どのように役立っているかを御記入ください。

○ 今後の活動・後進の育成・市の事業への協力など

今後5年間以上、現役で御活躍することが可能ですか。 ※(いずれかに○) 可・不可

(1) 自薦の方は、御自身の後進の育成の考え方や経験、今後の目標について御記入ください。

(2) 他薦の場合は、候補者が後進の目標となる人物として相応しい点を御記入ください。

その技術・技能を一般の人が見学することは可能ですか。 ※(いずれかに○) 可・不可
可の場合は見学可能な内容、不可の場合は、その理由を御記入ください。

かわさきマイスターはイベントでの実演披露や製品展示、教育現場での指導などの活動に取り組んでおりますが、認定された際は可能な範囲で御協力いただけますか。 ※(いずれかに○) 可・不可
また、御協力いただける内容や方法を御記入ください。

特記事項など(御自由にお書きください)

※ 紙面が足りない場合は、適宜、追加してください。(書式は自由です。)